

平成24年度 新司法試験論文式試験 選択科目 - 倒産法 第1問

〔第1問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事 例】

A株式会社（以下「A社」という。）は、コンピュータ・ソフトウェアの製造及び販売を業とする会社であり、平成20年頃には、年間で50億円を超える売上げを計上するなど、順調な業績を維持していたが、平成22年末頃以降は、徐々にその経営が悪化し、平成23年9月5日には、破産手続開始の申立てをするに至り、同月15日、破産手続開始の決定を受け、弁護士Xが破産管財人に選任された。

〔設 問〕 以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. A社は、平成22年12月頃、売上げの半分以上を占めていた取引先が破綻し、当該取引先からの支払が突然途絶えたため、以後は、その資金繰りが悪化した。

そこで、A社は、メインバンクを含む金融機関に新規の融資を求めたものの、十分な額の融資を得ることができそうになかったため、取引先からの紹介を受け、いわゆる事業再生ファンドであるBアセット株式会社（以下「B社」という。）と交渉した結果、将来の他社とのM&Aを念頭に置いてB社から最大で20億円をめどに融資を受けられることとなり、まず、平成23年2月1日に5億円の融資を受ける旨の契約をB社との間で締結し、その融資は、同日、実行された（以下においては、利息については考慮せず、当該契約に基づくA社の債務額は、5億円とする。）。この契約においては、A社は、同年8月1日をもって、借入金を返済する旨の条項が含まれていた。

A社によるスポンサー企業等の開拓は、その後も精力的に続けられたが、業界の景気の更なる悪化などのため、適当なスポンサー企業等を獲得するには至らなかった。その結果、A社の経営状況は、同年6月頃から深刻さを増したものの、B社からの上記の5億円の融資金の残りを利用することができたため、一部の金融機関に対する債務の返済計画を相手方の同意を得て変更した以外は、全ての債務を約定どおり弁済していた。

一方、B社は、同年6月頃には、A社への上記の融資は失敗であり、その回収に向けた準備が必要であるとの判断に至ったことから、当該融資の段階でその担保のために抵当権の設定を受けていたA社所有の不動産の評価を進めたところ、2億円しか満足を受けられる見込みがないことが明らかになった。そこで、同年7月25日、B社の代表取締役らがA社を訪れ、5億円の融資の返済期日を同年9月1日に変更するとともに、その見返りとして、A社の有する複数の売掛金債権（全てが優良債権であり、その評価額は、2億円であった。）を追加担保（譲

渡担保)としてB社に差し入れることを求めた。A社の代表取締役であるCは、同年7月25日、やむを得ず、これに応じて、当該売掛金債権について債権譲渡担保を設定し(以下「本件債権譲渡担保設定行為」という。)、A社とB社は、同月28日に債権譲渡登記を経由した。A社は、この当時、同年8月中旬までに弁済期が到来する債務を幾つか負担し(この他には、同年8月中旬に弁済期が到来する債務はなかった。)、その総額は、1億円に達していたが、B社に対する債務の支払の猶予を受けたことで余裕ができたため、何とか、これらの債務を全額決済することができた。ただし、CらA社の経営陣は、同年7月末時点で、A社の余裕資金はぎりぎり1億円であり、他方で、同年8月中旬に新たな弁済資金の調達の見込みがなかったため、同年8月中旬には弁済資金が枯渇するものと予想していた。そして、実際にも、その予想どおりに資金状況は推移し、返済期日が同年9月1日に変更されたB社に対する上記の債務の支払をすることができなかった。

以上の場合において、A社の破産手続開始後、A社がB社のためにした本件債権譲渡担保設定行為をXが否認することができるかどうかについて、予想されるX及びB社の主張を踏まえて、論じなさい。

2. A社は、平成23年5月27日、株主総会を開催し、取締役としてDらを選任すること、定款を変更して、本店を移転すること、1株当たり5000円の配当をすることをそれぞれ決議した。ところが、A社の株主Eは、同年7月29日、当該株主総会の決議の取消しの訴えを提起した。

なお、この訴訟においては、DがA社を代表して訴訟追行をしていた。

以上の場合において、当該訴訟は、A社に対する破産手続開始の決定によってどのような影響を受けるかについて、論じなさい。

【解答例】

第1 設問1について

Xは、原因行為設定3日後である平成23年7月28日の対抗要件否認はできないが(164条1項)、同月25日の、A社のB社に対する債権譲渡担保権設定行為を偏頗行為として否認することが考えられる(162条1項1号イ)。偏頗行為否認が認められるためには、当該偏頗行為が、支払不能になった後のものでなければならない。ところが、A社のB社に対する債権譲渡担保権は、平成23年7月25日に設定されているところ、設定当時、B社は全ての債務を約定どおり弁済しており、また、平成23年8月中旬までに弁済期の到来する1億円についても全額決済している。そこで、債権譲渡担保権設定行為をして支払不能後の偏頗行為と言えるかが問題となる。

1 支払不能の意義

支払不能とは、債務者が、その支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう（2条11項）。

（1）B社の主張

本問では、A社は、平成23年7月末日の時点で、1億円の資金を保有しており、平成23年8月中旬までに弁済期が到来する債務総額1億円について全額決済を行っている。このように、債務不履行に陥っていない点を重視すれば、平成23年7月25日当時、A社は支払不能に陥っておらず、B社に対する5億円の債務の支払をすることができなかった平成23年9月1日に支払不能に陥ることになる。B社としてはこのような支払不能概念を主張することが予想される。

（2）債権譲渡担保権設定の否認可能性

なお、A社のB社に対する債権譲渡担保権の設定行為は、事前の特約がない担保供与行為であるから、支払不能前30日以内の行為については、否認権を行使できるが（162条1項2号）、これによったとしても、平成23年7月25日の債権譲渡担保権設定行為を否認することはできない。

B社としては、以上の考えに基づいて、本件債権譲渡担保権設定行為の有効性を主張することになろう。

162条1項2号で否認対象行為が拡張された立法趣旨については、藤田広美「破産・再生」274頁を参照。

2 将来の債務不履行の確実性と支払不能

（1）将来の債務不履行の確実性

しかし、B社に対する5億円の負債の支払期限は、本来であれば、平成23年8月1日に到来しており、当時ぎりぎり1億円の資金のみを保有するA社は、B社による支払猶予がなければ、その時に支払不能に陥っていたことは確実である。

A社は、B社に対する債権譲渡担保権の設定と引き換えに、B社により5億円の返済期限を平成23年9月1日に変更されているものの、当時、業界の景気の更なる悪化のためスポンサー企業等の獲得には至っておらず、その結果、A社の経営状態はさらに悪化していたこと、平成23年8月中に新たな弁済資金の調達の見込みはなく、同年8月中旬には、弁済資金が枯渇することが予想されていたことを考えると、平成23年9月1日に返済期限が変更されたとしても、それによって、A社の経営状況が好転することは到底期待することはできない状況にあったことは明らかである。なお、法人の破産原因には「債務超過」も含まれるが（16条1項）、A社はそのような状況にもあった。

むしろ、平成23年7月25日、B社の代表取締役らがA社を訪れて、債権譲渡担保権の設定を受けたのは、平成23年8月1日にA社が債務不履行に陥ることを見越した上

での担保権設定行為であるとともに、5億円の融資の返済期日を平成23年9月1日に変更したのは、支払不能前30日以内の行為について否認権行使を拡張した162条1項2号の適用を潜脱する目的であったとすら考えられる。

(2) Xの主張(支払不能概念の再構成)

以上よりすれば、債権譲渡担保権を設定した平成23年7月25日の時点で、同年8月1日あるいは支払猶予後の同年9月1日にはA社が債務不履行に陥ることは確実に予想されたというべきである。

そして、このように将来債務不履行に陥ることが確実に予想される場合には、その後の抜け駆け的な債権回収行為を禁止することが合理的である以上、将来弁済期が到来した債務を一般的継続的に弁済することができないと予想される現在の状態も支払不能に含まれるというべきである。したがって、平成23年7月25日の時点で、支払不能に陥っていたというべきであり、Xとしてはこのような支払不能概念を前提として、本件債権譲渡担保権設定行為を162条1項1号イにより否認すると主張することになる。

このように弁済期未到来の債務についても将来債務不履行に陥ることが現実視される場合には、支払不能状態とみなされるとする考え方が、有力になりつつあります(伊藤真「破産法・民事再生法」80頁、藤田広美「破産・再生」31頁。なお、東京地判平19.3.29判例インデックス(2))。

第2 設問2について

破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は中断する(44条1項)。

これは、破産手続開始決定により破産財団に関する破産者の管理処分権が失われ、破産管財人に帰属するからである(78条1項)。これに対し、破産財団に関しない訴訟は、中断せず、破産者が引き続き訴訟を進行する。

設問2については、伊藤真「破産法・民事再生法」309頁注(130)参照。

法人を被告とする決議取消訴訟は、組織法的法律関係に関する訴訟であり、破産財団に関しない訴訟である。ただし、組織法的法律関係に関する訴訟でも、法人の財産関係を直接変動させるものについては、破産管財人に当事者適格を認めるべきである。

1 取締役の選任決議について

取締役選任決議取消訴訟は、組織的関係に関する訴訟であり、破産財団に関しない訴訟である。したがって、破産手続開始決定により中断せず、破産者が引き続き訴訟を進行する。

2 定款を変更して、本店を移転すること

定款変更に関する株主総会決議取消訴訟も、組織的関係に関する訴訟であり、破産財団に関しない訴訟である。したがって、破産手続開始決定により中断せず、破産者が引き続き訴訟を進行する。

最判平21.4.17参照。

なお、取締役DがA社を代表して訴訟進行をしていたが、民法653条2号は組織法上の行為については委任関係は終了しないと解するので、Dが引き続き訴訟進行すればよい。

3 配当に関する決議について

配当に関する決議の取消訴訟は、破産財団を直接変動させるものであるから、開始決定により中断し、破産管財人が受継する。

以上